

福島第一、第二原子力発電所 労働安全衛生法に基づく届出不備について

< 参 考 資 料 >
2016年9月30日
東京電力ホールディングス株式会社

<概要>

- 柏崎刈羽原子力発電所において、発電所構内にある労働安全衛生法第88条関連の設備に係る計画の届出不備9件が確認されております（2016年9月27日お知らせ済み）。
- 福島第一、第二原子力発電所においても、現時点において、福島第一で1件、福島第二で2件の届出不備があることを確認しております。
- 調査状況については、富岡労働基準監督署に適宜報告するとともに内容のご確認をいただいているところですが、本日、福島第一および福島第二宛に是正勧告書をいただきました。
- 福島第二については、本日までに調査を終了しておりますが、福島第一については、引き続き調査を実施してまいります。
- 福島第一の調査結果も踏まえ、今後、再発防止に取り組んでまいります。

<福島第一で確認された1件の概要>

- ・非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル駆動空気圧縮機の軽油タンクを設置する際、その計画を、当該工事の開始日の30日前までに、労働基準監督署に届出をしていなかった。

<福島第二で確認された2件の概要>

- ・免震重要棟ガスタービン発電機地下タンクおよび小出槽を平成22年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・緊急用高台電源設備燃料油系を平成25年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。